

令和元年 12 月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第 108 号	議案名	琴浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について			
目的	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い創設される一般職の会計年度任用職員制度について、本町会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関し、条例を制定するもの。					
内容	<p>1 概要</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律改正により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が適正化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となる。本町においても現在の特別職非常勤職員と臨時職員の一部を会計年度任用職員に位置づける必要があり、会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関し、条例を制定するもの。</p> <p>2 条例内容</p> <p>条例の趣旨（第 1 条）</p> <p>会計年度任用職員の給与定義（第 2 条）</p> <p>フルタイム会計年度任用職員の給料・号級（第 3・4 条）</p> <p>フルタイム会計年度任用職員の給料の支給、各種手当等（第 5～9 条）</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の報酬（第 10 条）</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務等各種勤務手当相当報酬（第 11～17 条）</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の期末手当、報酬の支給（第 18～21 条）</p> <p>町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与（第 22 条）</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第 23～25 条）</p> <p>規則への委任（第 26 条）</p> <p>条例施行期日、準備行為、令和 2 年 6 月期末手当在職期間（附則）</p>					
補足事項	施行日 令和 2 年 4 月 1 日					